『要件事実マニュアル(第6版)第4巻』正誤表

本書第1刷 (令和2年12月10日刊) につきまして、下記箇所に誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	王
133 頁 2 行目	上記平等原則違反(上記 <u>ウ</u>)	上記平等原則違反(上記 <u>c</u>)
585 頁 2 行目	「事業性要件」(<u>上記 I 1 参照</u>)	「事業性要件」(<u>労基9</u>)
703 頁 2 行目	<u>この支払</u> をした上で	解雇予告手当金の支払をした上
		で
705 頁下から 4 行目	除斥期間が <u>2</u> 年	除斥期間が <u>3</u> 年
705 頁下から 4 行目	(労基 114 ただし書)	(労基 114 ただし書 <u>, 附則 143 Ⅱ</u>)